戸建て木造住宅の簡易耐震診断を
無料で実施します

旭川市木造住宅無料耐震診断制度の御案内

平成２３年３月１１日の東日本大震災及び平成３０年９月６日の北海道胆振東部地震によって不幸にも甚大な被害が発生し，被災地域における救援救助，被災者生活の支援，地域の復旧を強力に進めることはもちろんですが，日本全国における大規模地震に対する十分な備えが急務となっています。

特に，昭和５６年以前に建てられた建築物は古い基準で建てられているため，地震に対して弱いことが多いと言われています。

そのため旭川市では，地震の被害から市民の生命・財産を守るため，住宅の耐震診断を無料で行っています。

まずは，この制度を利用して，あなたの家の安全性を確かめてみましょう。

【対象住宅】

・次に示す条件をすべて満たす住宅を対象とします。

（１）昭和５６年５月３１日以前に建築確認を受けて建築した旭川市内にある住宅で，一戸建て専用住宅又は兼用住宅。

（２）地階を除く階数が３以下の在来軸組工法の同一階で木造部分と鉄骨造，鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造，コンクリートブロック造の部分がない住宅（耐震診断の対象は，在来軸組工法部分のみ）。

（３）申請者が所有している住宅であること。

（４）過去にこの耐震診断を実施していない住宅であること。

（５）旭川市住宅耐震診断補助事業による耐震診断を実施していない住宅であること。

【診断方法】

・「木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会）」の一般診断法で行います。

図面及び申請者からの聞き取りにより診断を行うため，現地調査は行いません。

【診断費用】

・無料

【申請手続き】

・様式第１号「旭川市木造住宅無料耐震診断申請書」に必要事項を記入し，提出してください。
　また，住宅の図面（仕上げ表，寸法の記入のある各階平面図で筋かいの位置等のわかるもの）の写しを一緒に提出してください。
・申請時に，建築物の状況について聞き取りをさせていただきます。
・診断の結果は，後日お知らせいたします。

【留意事項】

・図面がない場合は，診断に必要な情報を得られませんので，診断をお受けすることができません。
・診断の期間は，おおよそ２週間以内ですが，時間を要することがあります。
・診断結果のお知らせは，原則として診断内容の説明をしながら行いますので，御来庁ください。御来庁できない理由があれば御相談ください。
・聞き取り及び図面により診断します。現地調査を行いませんので，耐震性の目安とお考えください。
・より詳細な診断を必要とされる場合は，建築士が行う耐震診断に対する補助も御利用いただけます。
　詳しくは旭川市住宅耐震診断補助事業の御案内（パンフレット）か，旭川市住宅耐震診断補助制度のホームページを御覧ください。
・**無料耐震診断の受付や診断結果のお知らせは，建築指導課の窓口のみで行っています。**
　また，旭川市が個人宅を訪問して，耐震診断の勧誘を行うことはありません。
　旭川市などの名称を利用した点検商法等，悪質な業者に御注意ください。

【お問い合わせ・御相談は】

旭川市建築部建築指導課
〒070-8525 旭川市６条通１０丁目旭川市役所第三庁舎３階
電話２５－８５９７（直通）
※申請書はこのパンフレットに添付しているほか，旭川市のホームページからダウンロードできます。
（http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/401/ju01/ju007/d053279.html）

様式第1号(第１面)

旭川市木造住宅無料耐震診断申請書

(宛先)旭川市長

年　　月　　日

申請者	住　　所	
	氏　　名	
	電話番号	
住宅	所在地(地番)	旭川市
	完　成　年	□ 昭和　　年 □ 平成　　年

必要書類	□ 住宅の図面(仕上げ表，寸法の記入のある各階平面図で筋かいの位置等のわかるもの)の写し

※ 第２面も記入してください。

様式第1号（第２面）

老朽度の調査部位と診断項目

<table>
<tr><th colspan="2">部位</th><th colspan="2">材料・部材等</th><th>対象の有無</th><th>劣化事項</th><th>劣化の有無</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">屋根，葺き材</td><td colspan="2">金属板</td><td></td><td>変退色，さび，さび穴，ずれ，めくれがある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">瓦・スレート</td><td></td><td>割れ，欠け，ずれ，欠落がある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">樋</td><td colspan="2">軒・呼び樋</td><td></td><td>変退色，さび，割れ，ずれ，欠落がある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">縦樋</td><td></td><td>変退色，さび，割れ，ずれ，欠落がある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">外壁仕上げ</td><td colspan="2">木製板，合板</td><td></td><td>水浸み痕，こけ，割れ，抜け節，ずれ，腐朽がある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">窯業系サイディング</td><td></td><td>こけ，割れ，ずれ，欠落，シール切れがある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">金属サイディング</td><td></td><td>変退色，さび，さび穴，ずれ，めくれ，目地空き，シール切れがある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">モルタル</td><td></td><td>こけ，0.3mm以下の亀裂，剥落がある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">露出した躯体</td><td></td><td>水浸み痕，こけ，腐朽，蟻道，蟻害がある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">バルコニー</td><td rowspan="4">手すり壁</td><td colspan="2">木製板，合板</td><td></td><td>水浸み痕，こけ，割れ，抜け節，ずれ，腐朽がある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">窒素系サイディング</td><td></td><td>こけ，割れ，ずれ，欠落，シール切れがある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">金属サイディング</td><td></td><td>変退色，さび，さび穴，ずれ，めくれ，目地空き，シール切れがある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">外壁との接合部</td><td></td><td>外壁面との接合部に亀裂，隙間，緩み，シール切れがある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">床排水</td><td></td><td>壁面を伝わって流れている，または排水の仕組みがない</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">内壁</td><td colspan="2">一般室</td><td>内壁，窓下</td><td></td><td>水浸み痕，はがれ，亀裂，カビがある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">浴室</td><td>タイル壁</td><td></td><td>目地の亀裂，タイルの割れがある</td><td></td></tr>
<tr><td>タイル以外</td><td></td><td>水浸み痕，変色，亀裂，カビ，腐朽，蟻害がある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床</td><td colspan="2" rowspan="2">床</td><td>一般室</td><td></td><td>傾斜，過度の振動，床鳴りがある</td><td></td></tr>
<tr><td>廊下</td><td></td><td>傾斜，過度の振動，床鳴りがある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">床下</td><td></td><td>基礎の亀裂や床下部材に腐朽，蟻道，蟻害がある</td><td></td></tr>
</table>

※　わかる範囲で記入して下さい。（材料・部材等「対象の有無」欄及び劣化事項「劣化の有無」欄の該当事項に〇を記入して下さい。）